

県民の皆さまへ

「在宅年末年始」の徹底を

(新規陽性者をこれ以上増やさないために)

1 外出自粛を基本に

- ・ 年末年始は県内であっても外出自粛を基本に。大晦日からの初詣の自粛のほか、「在宅年末年始」の徹底を。

2 「飲食」「会食」の自粛

- ・ 酒類提供の飲食店は、時短営業はもとより正月6日までの極力休業を
- ・ 自宅であっても親戚同士の会合で感染拡大。同居家族以外の大人数（5人以上）での飲食自粛を。
- ・ 学校のクラブ活動、寮生活における集団での会食は自粛を

3 体調不良時は医療機関へ

- ・ 体調不良の際は絶対に外出ストップ。直ちに医療機関か、県の受診・相談センター（058-272-8860）へ